

特 約 条 項

乙は、本物件の売買契約につき、下記事項を確認・承諾の上、購入するものとし、本契約締結後、下記事項について、甲に対し、異議申し立て、その他費用負担、契約の解除、損害賠償等の法的請求を一切行わないものとする。

(確認事項)

- ・本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
- ・敷地内に電力柱が1本存在すること。
- ・本物件の敷地内境界付近には、単管パイプが存在すること。また、その除却や移動が必要となった場合の費用は乙の負担で行うこと。
- ・敷地内に一部コンクリート敷の部分が存在すること。また、その除却が必要となった場合の費用は乙の負担で行うこと。
- ・本物件の地下埋設物の状況については、調査を行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の土壌汚染の状況については、調査は行っておらず、土壌汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壌汚染が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地盤の状況については調査を行っておらず、地盤改良工事の必要の有無については不明であること。万一、引渡し後に地盤改良工事が必要となった場合、その工事費用は乙の負担で行うこと。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人（甲） 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨

買受人（乙）